

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-6
許認可等の種類	免許教科以外の教科担任許可			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法附則第2項			
許認可等の概要	中学校、高等学校等において、ある教科の教員を採用することができないと認められるときには、当該教科の教育職員免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担当することを許可する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 教育職員免許法附則第2項 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。</p> <p>免許教科以外の教科担任許可事務取扱要領(昭和59年4月2日教高第4号) 免許教科以外の教科担任許可に関する基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該教科の授業を担当すべき教員を採用することができないと認められること。 2 当該学校の校長及び教諭の申請によること。 3 許可を受ける期間は1年以内であること。 4 許可することのできるものは、免許教科を主として担任する教諭に限ること。 したがって、校長、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び主として免許教科を担当しない教諭には許可しないこと。 5 1から4までの要件を具備し、かつ、下記の各号に該当すること。 ただし、当分の間6学級以下の中学校及び中学校の分校については、やむを得ない特別の理由があり、教育効果上さしつかえないと認められる場合にはこの限りでないこと。 また、主として特殊学級を担当する教諭については、その特殊性により原則として免許教科以外の全教科について許可したものとみなすものとする。 (1) 当該教諭の免許教科の週担任時間数が、当該教諭の週担任総時間数の1/2以上であること。 (2) 免許教科以外の教科の担任教科数は原則として2教科以内であること。 (3) 免許教科以外の教科の週担任時間数は原則として5時間以内であること。 ※(1)については、教諭を兼務する教頭が許可を申請する場合は除く 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	免許教科以外の教科担任許可事務取扱要領(昭和59年4月2日教高第4号)第3第1項			